# 令和2年度熊本県立矢部高等学校文化部活動に係る活動方針

# 1 本校の文化部活動

林業 (測量)・吹奏楽・文芸・漫研・百人一首 (芸術)・食農 (生活・園芸)・茶道・ 珠算・ワープロ

### 2 目標

- (1)生徒が豊かな学校生活を送りながら、人格を形成していくという文化部活動の基本的意義を踏まえ、結果や成果の追求のみに陥ることなく、生徒の主体性や個性を尊重し、芸術文化等の多様な活動機会において、一人一人が自主的・計画的に活動し自己実現できるような運営に努める。
- (2) 心身の健全な成長を促す観点から、活動日数や1日当たりの活動時間、休養日の 適切な設定を行う。また活動の実施に当たっては、生徒の安全確保を最優先し、適切 な対応を行うなどして生徒の健康・安全に配慮した運営に努める。

## 3 活動日、活動時間

## (1)活動日

- ア 1週間の活動日は、5日以内とする。このうち、毎週水曜日は原則完全休養日とし、土曜日及び日曜日(以下、「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動する場合は、あらかじめ該当週又は次週に振替休養日を設けることとする。
- イ 定期考査の1週間前からは、活動を中止とする。但し、定期考査終了後3週間以内に大会参加等を控えている場合は、「考査時活動許可願」を提出し、校長の許可を得た場合のみ活動を許可する。
- ウ 夏季及び冬季休業中の閉庁日は、原則、活動しないこととする。但し、<u>閉庁日最終日から3週間以内</u>に大会参加等を控えている場合は「閉庁時活動許可願」を提出し、校長の許可を得た場合のみ活動を許可する。

#### (2)活動時間

ア <u>平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度</u>とする。なお、原則朝活動は行 わない。

イ 完全下校時間を厳守する。

## (3) 完全下校時間

ア平日19:30イ休業日及び長期休業期間18:00ウ考査時特別許可18:00エ閉庁時特別許可18:00

## (4) 共通の休養日

#### ア 毎週水曜日

イ 定期考査前及び定期考査中の一定期間

1	5月19	日 ~	5月2	8日	(1学期中間考査)		9 日間
2	6月26	日 ~	7月	8日	(1学期期末考査)	1	2 日間
3	9月30	日 ~1	0月	9日	(2学期中間考査)		9 日間
<b>4</b> 1	1月20	日 ~1	2月	2 日	(2学期期末考査)	1	2 日間
<b>(5)</b>	2月 5	日 ~	2月1	7 日	(学年末考査)	1	2 日間

### ウその他

8月12日 ~ 8月15日(夏季学校閉庁日) 4日間 12月29日 ~ 1月 3日(冬季学校閉庁日) 6日間

# (5) 上記(1) 及び(2) の基準を超えた活動日・活動時間

## ア 休養日

生徒の実態、大会の特性及び大会のスケジュール等の観点から、次の文化部については、生徒の能力・適性や、健康・安全に十分配慮することにより、休養日を週当たり1日以上とする。

### 「該当文化部活動なし」

# イ 活動時間

生徒の実態、大会の特性及び大会のスケジュール等の観点から、次の文化部については、平日では3時間程度、休業日では4時間程度を上限として活動する。ただし、週当たりの練習時間は16時間未満を目安とすること。

# 「該当文化部活動なし」

#### ウその他

大会スケジュール等により、活動時間の延長や朝活動の実施ができるものとするが、この場合、希望する文化部は、事前に校長の承認を得ることとする。

# 4 大会等への参加

文化部顧問は、事前に大会名、主催者、大会期日、会場、引率等を明記した「参加伺」を校長に提出し、承認を得る。

# 5 その他

# (1) 文化部活動顧問会議

ア 年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図る。

イ 定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通理解を図り、部活動の活 性化につなげる。

#### (2) 部費の徴収について

ア 部費等、取扱いについては公費に準ずることとし、適切に管理する。

イ 決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。保護者会を有する文 化部については、保護者会にて決算報告を実施し、校長へ報告する。

## (3) その他

文化部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を活用し、 日々の活動状況等を把握するとともに、生徒理解に努める。また、保護者に部活 動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよ うに努める。